

令和3年度
3県連携復興センター 合同シンポジウム

分科会2.「コミュニティ支援」〈福島県〉

東日本国際大学 経済経営学部 教授・副学長
福迫 昌之

東日本大震災と福島県

- ・大規模・複合災害

- ・地震・津波・原発事故・風評被害・・・

⇒広域的・長期的・大規模避難・・・中越地震の先例

- ・(仮設住宅、借上げ住宅、県外避難・自主避難・・・)
- ・復興公営住宅:原発事故避難者(帰還困難区域など)・県営
- ・災害公営住宅:津波被災者(市内沿岸部など)・市(町村)営



→復興公営住宅におけるコミュニティ「形成」支援

- ・復興公営住宅「内」のコミュニティ形成
 - ・復興公営住宅「外」のコミュニティ形成(復興公営住宅とその周辺地域・住民とのコミュニティ形成)
 - ・復興公営住宅「間」のコミュニティ形成
- ・担い手:(避難元の)社協、NPO、「コミュニティ交流員」

①ハードの復興における影響

- 地震・津波被害→復旧・移転
- 原発事故→復旧できず/特定復興再生拠点
 - ※帰還が進む地域では復興のための新しいハードが整備されている



- 復興公営住宅に関わるハードの問題
 - 戸建型・・・居住環境は良い、コミュニティは形成しづらい
 - 団地型・・・不慣れな居住環境、比較的コミュニティ志向
 - 立地地域ごとに差・・・復興/災害、遠隔地/近接地
 - 団地(住民)による差・・・集会所運営方法等
- =ハードとソフトが連動

②ソフト面の復興における変化

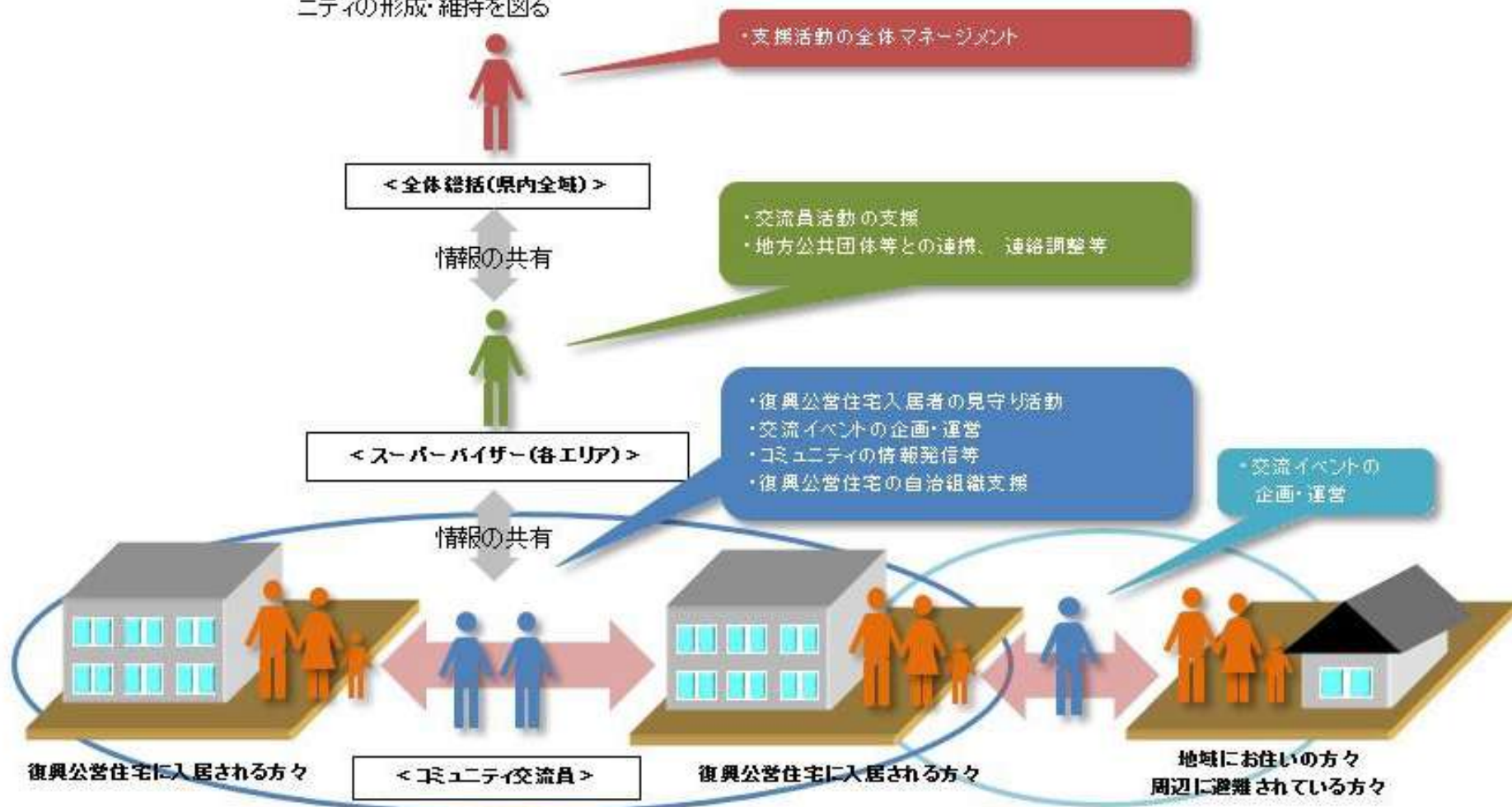
- ・復興公営住宅「生活拠点コミュニティ形成事業」

- ・ NPO法人みんなく受託:コミュニティ交流員の仕事

- (1) 復興公営住宅入居者同士のコミュニティ形成に向けたきっかけづくりや交流活動の支援
- (2) 入居者の交流促進を図るための訪問活動の実施
- (3) 復興公営住宅の団地自治組織の形成や運営支援
- (4) 入居者と地域住民との新たな交流の場の創出
- (5) 復興公営住宅の団地内外における共助機能の確保
- (6) 地元町内会加入に向けた地元自治組織との総合調整
- (7) 関係機関(行政、社会福祉協議会、NPO等)との連携体制の構築
- (8) 交流やサロン活動の充実を図るためのホームページの作成、ニュースレター等の情報発信
- (9) その他、コミュニティ維持・形成に必要な支援

◆被災者生活支援事業を活用したコミュニティ交流員等の役割

コミュニティ交流員等を配置することにより、
長期避難者等の生活拠点を核としたコミュニティの形成・維持を図る



③ 支援制度について

「住民とは何か」・・・法制度・自治体の壁

・ 広域的・長期的避難におけるコミュニティ支援

・ 中越地震における広域避難⇒長岡市の合併

1. 復興公営住宅＝越境大量避難への対応「仮の町」

・ 避難元/避難先自治体

・ 避難住民/移住民/(受入先)住民

⇒防災連携協定等

2. コミュニティ交流員＝長期的支援体制の維持・終結

＜時系列による担い手の変化＞

・ 社協、NPO等複数の支援組織→支援機関の連携

・ 災害・福祉・ボランティア～多様な担い手による支援「事業」

・ セーフティネットとしてのコミュニティ支援

⇒多様な主体・人材の流動性・広域的連携によるレジリエンス